

災害対策用移動電源車の貸与仕様書

災害対策用移動電源車（以下「移動電源車」という。）の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項に基づき、善良な管理者の注意をもって当該移動電源車の運用、管理を行わなければならない。

1 貸与する移動電源車の名称等

貸与する移動電源車の名称、台数、引渡し場所、使用目的及び貸与期間は、借受申請書別紙のとおりとする。

2 移動電源車の引渡し

(1) 借受者は、移動電源車の引渡しを受けるときには、各総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）職員、総合通信局等から運転業務を受託した者又は総務省が委託する委託業者の立会いの下で当該移動電源車の整備状況を確認し、借受書を提出の上、引渡しを受ける。

(2) 借受者は、前項の借受書の写しを保管する。

3 貸与期間中の移動電源車の運用、管理等

借受者は、借り受けた移動電源車を運用、管理するにあたっては、次の事項に留意する。

(1) 原則として、申請書の使用目的以外に使用しないこと。

(2) 移動電源車の性能維持に資するため、日常的な点検整備を行うこと。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）をはじめとする関係法令等を遵守すること。

(4) 移動電源車を転貸し（使用目的として掲げた災害応急活動の一環として他の者に利用させる場合を除く。）又は担保に供しないこと。

(5) 保険に加入するなど、不測の事故に備えること。

(6) 緊急走行（中型移動電源車に限る。）を行う際は、安全運転講習を受けた者が行うように努めること。

4 貸与期間の変更

借受者が移動電源車の貸与期間の延長を求めるときは、あらかじめ理由を付して貸与を受けた総合通信局等に申出を行い、再度、申請書を提出しなければならない。

5 総合通信局等の指示

借受者は、移動電源車の運用、管理に関する総合通信局等の指示に従わなければならない。

6 監査の実施等

(1) 借受者は、総合通信局等から移動電源車の使用及び整備状況等に係る監査を求められたときは、直ちに応じなければならない。

なお、監査によって総合通信局等から指摘された事項は、速やかに措置しなければならない。

(2) 借受者は、移動電源車の返却後においても、総合通信局等から求めがあったときは関係書類の提出を行わなければならない。

7 移動電源車の返却

借受者は、次の場合には総合通信局等が指示する場所に移動電源車を返却しなければならない。

- (1) 貸与承認に係る貸与期間が満了するとき。
- (2) 借受者が本仕様書に規定する義務に著しく違反し、総合通信局等から貸与承認が取消されたとき。
- (3) 総合通信局等の特別の事由によって移動電源車の返却を求められたとき。

8 移動電源車の返却確認

借受者が移動電源車を返却するときは、破損等がないことを総合通信局等職員、総合通信局等から運転業務を受託した者又は総務省が委託する委託業者及び借受者が相互に確認した上で返却完了とする。

9 有償貸与の料金請求

有償貸与の承認を受けた借受者は、総合通信局等から貸与期間に応じて請求される料金を支払わなければならない。

10 借受者の負担

次に掲げる費用については、借受者の負担とする。ただし、借受者の負担とすることが適切でないと認められる特別の事情があるときはこの限りではない。

- (1) 移動電源車の引渡し（有償貸与の場合に限る。）及び返却に係る費用
- (2) 貸与期間中における移動電源車の運用に係る費用
- (3) 貸与期間中における移動電源車の性能維持に係る整備及び修理の費用

11 借受者の責任

- (1) 借受者が移動電源車を損傷又は亡失したときは、直ちに総合通信局等へ報告し、速やかに詳細を記した報告書を提出すること。
- (2) (1) の責任が借受者によることが明らかなきときは、借受者の責任によって修理又は賠償すること。
- (3) 借受者が借り受けた移動電源車によって、第三者に損害を与えたときは、借受者の責任によって賠償すること。

12 その他

本仕様書の定めのない事項については、総合通信局等と借受者の協議により対処するものとする。

以上